

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 固定資産課税台帳の閲覧対象者

**Q** : 固定資産課税台帳の閲覧制度では、本人以外でも固定資産税額等の閲覧ができるようですが、どのような人が閲覧対象者なのでしょうか。

**A** : 借地人・借家人のほか、土地質権者などは閲覧できますが、抵当権者は閲覧できません。

### 【解説】

平成14年度の改正では、固定資産課税台帳の閲覧制度が創設されました。

この制度は、市町村長が、納税義務者その他の者からの求めに応じて、固定資産課税台帳のうち、これらの者に係る固定資産について記載されている部分を閲覧に供するというものです。

閲覧が認められるのは、納税義務者、土地の賃借人、家屋の賃借人等の他、固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者とされています。ちなみに、総務省令で定める者とは、所有者、破産法の規定により選任された破産管財人等とされています。

なお、土地質権者は閲覧対象者に含まれますが、抵当権者は閲覧不可となっていますので、注意が必要です。金融機関等では、抵当権を有しているだけでは、閲覧不可となるようです。

この閲覧制度の施行日は、平成15年4月1日となっています。

